

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規

則

訪問販売等に関する法律第二十条の二第一項の規定に基
づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則(社
会課)

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第十七
条第一項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様
式を定める規則(〃)

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇災害救助法施行細則の一部を改正する規則

- 一 救助のため支出できる費用の限度額を次のとおり引き上げる
こととした。(別表第一関係)

救助の種類	支出することができる費用の限度額	
	現行	改正後
応急仮設住宅の供与 (二戸当たり) 炊き出し等食品の給与 (一人一日当たり)	一、二五〇、〇〇〇円 八三〇円	一、二七五、〇〇〇円 八四〇円
住家の全壊、全焼 又は流失 により被害を受け た世帯に 対して行 うもの 被服、寝具その他 生活必需品の給与 又は貸与	夏 季 四月一日から 九月三十日まで	冬 季 十月一日から 翌年三月三十一日まで
	一人世帯	一人世帯
	二人世帯	二人世帯
	三人世帯	三人世帯
	四人世帯	四人世帯
	五人世帯	五人世帯
	六人以上一人を増すごとに 加算する額	六人以上一人を増すごとに 加算する額
	一六、四〇〇円	一六、八〇〇円
	二〇、九〇〇円	二一、五〇〇円
	三〇、八〇〇円	三一、七〇〇円
	三六、九〇〇円	三八、〇〇〇円
四六、八〇〇円	四八、一〇〇円	
六、八〇〇円	七、〇〇〇円	
二六、九〇〇円	二七、七〇〇円	
三四、七〇〇円	三五、八〇〇円	
四八、五〇〇円	四九、九〇〇円	
五六、八〇〇円	五八、五〇〇円	
七二、二〇〇円	七三、三〇〇円	
九、七〇〇円	一〇、〇〇〇円	

埋 葬	学用品の給与		住宅の応急修理 (一世帯当たり)																
	小学校児童 (一人当たり)	中学校生徒 (一人当たり)	夏 季 四月一日から 九月三十日ま で					冬 季 十月一日から 翌年三月三十 日まで											
			一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯							
大 人 (二体当たり)	三、七〇〇円	四、〇〇〇円	五、四〇〇円	七、二〇〇円	一〇、九〇〇円	一三、二〇〇円	一六、九〇〇円	八、六〇〇円	一一、四〇〇円	一六、二〇〇円	一九、二〇〇円	二四、二〇〇円	三、一〇〇円	二六六、〇〇〇円	二七二、〇〇〇円	三、八〇〇円	四、一〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円

六人以上一人を増すごとに加算する額

三 この規則は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用することとした。

規 則

訪問販売等に関する法律第二十条の二第一項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則をここに公布する。

平成五年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十号

訪問販売等に関する法律第二十条の二第一項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則

訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二十条の二第一項の規定により立入検査をする職員が携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

表 面

第 号

身 分 証 明 書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、訪問販売等に関する法律第20条の2第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

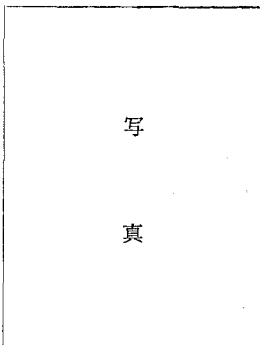
年 月 日

鳥取県知事

印

写

真



裏 面

訪問販売等に関する法律抜粋

第20条の2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者若しくは勧誘者に対し報告をさせ、又はその職員に、販売業者、役務提供事業者若しくは統括者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

六 第20条の1第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

訪問販売等に関する法律施行令抜粋

第9条 法第5条の3、第5条の4、第15条及び第16条の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る法第20条の2第1項の規定に基づく主務大臣の権限で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者又は勧誘者の業務に係るものは、都道府県知事が行うものとする。ただし、主務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第十七条第一項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則をここに公布する。

平成五年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十一号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第十七条第一項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の様式を定める規則

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第十七条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

表 面

		第 号
身 分 証 明 書		
写 真	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	<p>上記の者は、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p>	
		年 月 日
		鳥取県知事 印

裏 面

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律抜粋

第17条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告を求め、又はその職員に、会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

六 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令抜粋

第7条 法第10条及び第11条の規定に基づく主務大臣の権限（法第6条から第8条までの規定に係るものに限る。）並びにその権限に係る法第17条第1項の規定に基づく主務大臣の権限で、当該都道府県の区域内における会員制事業者又は会員契約代行者の業務に係るものは、都道府県知事が行うものとする。ただし、主務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の2の(ロ)中「一、二五〇、〇〇〇円」を「一、二七五、〇〇〇円」に改め、同表第二号の1の(ロ)中「八三〇円」を「八四〇円」に改め、同表第三号の3の(ロ)中

一六、四〇〇円	二〇、九〇〇円
二六、九〇〇円	三四、七〇〇円

三〇、八〇〇円	三六、九〇〇円	四六、八〇〇円	六、八〇〇円
四八、五〇〇円	五六、八〇〇円	七二、二〇〇円	九、七〇〇円

を

一六、八〇〇円	二一、五〇〇円	三一、七〇〇円	三八、〇〇〇円
二七、七〇〇円	三五、八〇〇円	四九、九〇〇円	五八、五〇〇円

円	四八、一〇〇円	七、〇〇〇円
円	七三、三〇〇円	一〇、〇〇〇円

に改め、同号の3の(ロ)中

五、四〇〇円	七、二〇〇円	一〇、九〇〇円	一三、二〇〇円	一六
八、六〇〇円	一一、四〇〇円	一六、二〇〇円	一九、二〇〇円	二四

を

九〇〇円	二、三〇〇円	五、五〇〇円	七、四〇〇円
、二〇〇円	三、一〇〇円	八、八〇〇円	一一、七〇〇円

一、二〇〇円	一三、五〇〇円	一七、三〇〇円	二、三〇〇円
一六、六〇〇円	一九、七〇〇円	二四、九〇〇円	三、二〇〇円

に改め、同表第六号の3中「二六六、〇〇〇円」を「二七一、〇〇〇円」に改め、同表第八号の3の(ロ)中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同表第九号の3中「一四〇、〇〇〇円」を「一四二、〇〇〇円」に、「一一二、〇〇〇円」を「一一三、六〇〇円」に改め、同表第十一号の4の(ロ)中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表第十二号の3中「一一四、九〇〇円」を「一二四、九〇〇円」に改める。

別表第二第一号の1の(ロ)中「一五、四〇〇円」を「一六、六〇〇円」に改め、同号の1の(ロ)中「一〇、六〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、

同号の1の(三)中「九、九〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に改め、同号の1の(四)中「一六、一〇〇円」を「一六、六〇〇円」に改め、同号の1の(五)中「一八、六〇〇円」を「一九、三〇〇円」に改め、同号の2の(一)中「一、八六六円」を「二、〇一一円」に改め、同号の2の(二)中「一、二八四円」を「一、三八一元」に改め、同号の2の(三)中「一、一九九円」を「一、三二一元」に改め、同号の2の(四)中「一、九五一元」を「二、〇一一円」に改め、同号の2の(五)中「二、二五三元」を「二、三三八円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。